

デアリマス、其詳シイ意味ハ屢々此委員會ニ於テ私ノ言明シタル所デアリマスルカラシテ申シマセヌガ、要スルニ此裁判所ガ押收スペキ物、ソレカラ搜素スベキ場所、身體若クハ物ヲ指定シタル命令狀ヲ發シ、而シテ司法警察官ヲシテ斯ウ云フヤウナ處分ヲ爲サシメルト云フ事ハ、從來實際ノ例カラ申シマスルト、檢事ニアラザル司法警察官ニシテモ、現行犯ナドノ場合ニハ、斯ウ云フ事ハドシ／＼ヤツ居ル、必要ノアル場合ニ、司法警察官ガ嚴正ニ、公平ニ、其職務ヲ執ルト云フ事ハ、無論必要デアル場合ガアル事ハ、吾々モ之ヲ拒ム者デハアリマセヌケレドモ、併ナガラ此非現行犯等ノ場合ニ於テ、司法警察官ガ濫りニ本條ノ豫想シテ居ル様ナ押收其他ノ搜索處分ヲスルト云フ事ハ、洩ニ危險デアル、而シテ從來ノ例ニ依ルト云フト、強制力ヲ用ヰテ斯ノ如キ處分ヲシテモ、結局承諾ノ上デヤツタノダト云フ事ヲ文書ノ上ニ表ハシテ、サウシテ價値ノアル澤山ナ物ヲ押收シタリ、ソレカラ人ノ家ニ來テ搜索ヲシタリスルヤウナ例ハ、甚ダ乏シクナイノデアリマス、殊ニ賊物デアルト稱シテ、非常ニ價値ノアル物ヲドシ／＼警察ニ運バセル、サウシテ一面ニ於テ買下ヲスルト云フコトガ屢々行ハレ、又現ニ今日行ハレツシテ斯ウ云フ處分ヲヤッテ居ルノデアリマス、ソレハ非常ナツアルノデアリマス、其事タルヤ現行法律ノ如クニシテモ、現行法律ヲ無視シテ、サウシテ警察官ガ法律ノ上ニ形式ヲ表ハシテ、承諾ヲ得タモノダト云フヤウナコトニシテ、サウシテスウ云フ處分ヲヤッテ居ルノデアリマス、ソレハ非常ナツアルノデアリマス、其事タルヤ現行法律ノ如クニシテモ、現行法律ヲ無視シテ、司法警察官ガ法律ノ上ニ形式ヲ買下ヲスルト云フコトハ、全ク司法警察官ノ押收竝ニ搜索處分ニ關スル事弊ト云フモノヲ、全然考慮ニ置カヌ規定アルト私ハ考ヘル、勿論此規定ニ依ルト云フト、命令狀ヲ發シテ行クト云フコトニナッテ居リマスケレドモ、是ハ屢々申上ゲル通り、命令狀ト云フモノハ、裁判所ヤ警察署ニ於ケル内部ノ關係デアル、人民ノ側カラ見レバ、サウ云フモノガアルカナイカ分ラナ、刑事訴訟法ノ正面ニ斯ウ云フ原則ヲ設ケマスト云フト、自然司法警察官ノ権利ガ廣大致シタル結果、從來ヨリモ、私ハ此點ニ對スル弊害が增加シテ、人民ノ方ニ於テハ非常ナ迷惑ヲスルコトニナルト私ハ考ヘル、此立法ノ精神竝ニ今申上ゲタヤウナコトノ結果ハ、如何ナルコトデアルカ、其點ニ付テ一應ノ御説明ヲ願ッテ置キタ

○林政府委員 百五十條ニ付テハ、前ニモ度々御尋ガアリ此條文ハ、實際ノ經驗上、必要デアルト云コトカラ設ケラレタ規定デアリマシテ、且ツ裁判所ガ命令狀ヲ出シテ、事柄ト云フモノハ特定セラレテ居ルノデアリマスカラ、其弊ノマシタガ、其節ニ大體御答ヲ申上ゲテ置イタ通り、要スルニ

○横山(勝)委員 併ナガラデス、此法律ノ方面カラ言へバ、ソレデ濟ムノデアリマスケレドモ、現ニ此百五十一條ノ如キハ、裁判所ノ特定セザル物ヲ押收スルコトノ出來ル規定デアル、即チ百五十一條ニハ「救告事件ニ關スル他ノ證據物ヲ發見シタルトキハ之ヲ押收スルコトヲ得」所謂他ノ證據物ト云フモノハ、百五十條ニ嚴格ナル規定ヲ設ケテ、司法警察官ヲシテ押收又ハ搜索ヲナサシムル時分ニ、嚴格ニ物ヲ指定シ限定シテアルノデアリマスケレドモガ、百五十一條ニ付キマスト云フト、被告事件ニ關スル他ノ證據物ハ、何デモ押收スルコトガ出來ル、斯ウ云フヤウニナッテ居リマス、原則ハ立派ナモノデアルケレドモ、直グニ例外ヲ設ケテ、警察官ノ権利ヲ非常ニ擴張致シテ居ル、テ被告事件ニ關スル他ノ證據物デアルカドウカト云フコトハ、警察官ガ判定スルノデアリマス、其席ニ居タ司法警察官ガ、此被告事件ニ關係ガアルト言ヘバ、結局被告事件ニ關係ナキ證據物デモ、ドシ／＼警察官ガ押收處分ヲスルコトガ出來ル、斯ウ云フコトニナッテ居ル、デアルカラシテ、嚴格ナル規定ヲ設ケテ、嚴格ナル命令狀ヲ發シテ嚴重ニ事物ヲ指定シテアッテモ、百五十一條ノ規定ニ依レバ、何デモカンデモヤレルコトニナガ家搜索ヲ致シテ、サウシテ總テノモノヲ押收スルコトガ出來ルト云フコトヲ認メテ居ルノデアルカラシテ、原則ヲ設ケラレタ所ガ、殆ド此例外ノ規定ニ依ッテ、毎度申上ゲル、是程ノ物ト云フコトヲ制限シテ置イテモ、ソレニ警察官ガ出来ルト云フコトヲ認メテ居ルノデアルカラシテ、居ラナケレバナラヌ譯デアル、裁判所ガ何某ノ所ニ出張シテ、何某ノ物ヲ押收シテ來イト云フ場合ニ、ドウ云フ被告事件ニアル場合ニ、被被告事件ニ關係スル他ノ證據物ヲ發見シタ云フ時ニハ、司法警察官ハ被告事件ノ性質内容ヲ知リテ居ラナケレバナラヌ譯デアル、裁判所ガ何某ノ所ニ出張シテ、何某ノ物ヲ押收シテ來イト云フ場合ニ、ドウ云フ被告事件ニアルカト云フコトハ、是ハ分リマセヌ、多クノ場合ニ人民ニ內容ガ分ラヌ場合ニハ、隨テ此被告事件ニ關スル證據物ハ何デアルカラモ分リマセヌカラシテ、結局司法警察官ハ自分ノ権利ヲ彌ガ上ニモ擴張シテ、是モ關係ガアルカラウ、是モ關係ガアルカラウト云フノデ持テ來レバ、法律係文ノ立前デハ嚴格ニ區別シテモ、現實ノ事件ニナッテ來ルト、司法警察官ハ何デモ押ヘラレント云フコトニナル、隨テ續イテ私ノ質問スル意味ハ、被告事件ニ關スルト云フ文字アリマス、是ハ其被告事件ノ內容ヲ一々命令書ニ示スカ、或ハ證據物デアルト云フコトガ明ナル場合ニ、適用ガアルノデアリマス、ソレガ明カデカイ場合ニ押收スルコトハ、百五十一条ノ規定ニ依テ、只今ノ政府委員ノ御説明ハ了解ガ出來ナノイデアリマスカ

○林政府委員 百五十條ノ場合ハ、其被告事件ニ關スルレタコトトハ大變ヒマス、只今申上ゲマシタ通り、裁判所

ガ命令ヲ出ス場合ニハ、物ヲ特定シテ、例ヘバ偽造紙幣ヲ押收セヨ、斯ウ云フ命令ヲ出ス、其場合ニ警察官ハ偽造紙幣ヲ發見スルノ目的ノミテ、搜索スルノデアリマシテ、他ノ證據物ヲ發見スル目的テ、搜索スルコトハ出來ナイノデアリマス、唯偽造紙幣ヲ發見スル目的テ、搜索シタ所ガ、偶々偽造機械モ發見致シタ、斯ウ云フ場合ニ、命令状ハ偽造紙幣ノミデコトニシ、必ズ其以外ニハ斷ジテヤラセナイ、斯ウ云フ方ガ個人ノ権利ノ方面カラ申シマシテモ適當デハナイカ、斯ウ云フ考ヲ有ツテ居リマス

○横山(勝)委員 併ナガラデス、此法律ノ方面カラ言へバ、ソレデ濟ムノデアリマスケレドモ、現ニ此百五十一條ノ如キハ、裁判所ノ特定セザル物ヲ押收スルコトノ出來ル規定デアル、即チ百五十一條ニハ「救告事件ニ關スル他ノ證據物ヲ發見シタルトキハ之ヲ押收スルコトヲ得」所謂他ノ證據物ト云フモノハ、百五十條ニ嚴格ナル規定ヲ設ケテ、司法警察官ヲシテ押收又ハ搜索ヲナサシムル時分ニ、嚴格ニ物ヲ指定シ限定シテアルノデアリマスケレドモガ、百五十一條ニ付キマスト云フト、被告事件ニ關スル他ノ證據物ハ、何デモ押收スルコトガ出來ル、斯ウ云フヤウニナッテ居リマス、原則ハ立派ナモノデアルケレドモ、直グニ例外ヲ設ケテ、警察官ノ権利ヲ非常ニ擴張致シテ居ル、テ被告事件ニ關スル他ノ證據物デアルカドウカト云フコトハ、警察官ガ判定スルノデアリマス、其席ニ居タ司法警察官ガ、此被告事件ニ關係ガアルト言ヘバ、結局被告事件ニ關係ナキ證據物デモ、ドシ／＼警察官ガ押收處分ヲスルコトガ出來ル、斯ウ云フコトニナッテ居ル、デアルカラシテ、嚴格ナル規定ヲ設ケテ、嚴格ナル命令狀ヲ發シテ嚴重ニ事物ヲ指定シテアッテモ、百五十一條ノ規定ニ依レバ、何デモカンデモヤレルコトニナガ家搜索ヲ致シテ、サウシテ總テノモノヲ押收スルコトガ出来ルト云フコトヲ認メテ居ルノデアルカラシテ、原則ヲ設ケラレタ所ガ、殆ド此例外ノ規定ニ依ッテ、毎度申上ゲル、是程ノ物ト云フコトヲ制限シテ置イテモ、ソレニ警察官ガ出来ルト云フコトヲ認メテ居ルノデアルカラシテ、居ラナケレバナラヌ譯デアル、裁判所ガ何某ノ所ニ出張シテ、何某ノ物ヲ押收シテ來イト云フ場合ニ、ドウ云フ被告事件ニアル場合ニ、被被告事件ニ關係スル他ノ證據物ヲ發見シタ云フ時ニハ、司法警察官ハ被告事件ノ性質内容ヲ知リテ居ラナケレバナラヌ譯デアル、裁判所ガ何某ノ所ニ出張シテ、何某ノ物ヲ押收シテ來イト云フ場合ニ、ドウ云フ被告事件ニアルカト云フコトハ、是ハ分リマセヌ、多クノ場合ニ人民ニ内容ガ分ラヌ場合ニハ、隨テ此被告事件ニ關スル證據物ハ何デアルカラモ分リマセヌカラシテ、結局司法警察官ハ自分ノ権利ヲ彌ガ上ニモ擴張シテ、是モ關係ガアルカラウ、是モ關係ガアルカラウト云フノデ持テ來レバ、法律係文ノ立前デハ嚴格ニ區別シテモ、現實ノ事件ニナッテ來ルト、司法警察官ハ何デモ押ヘラレント云フコトニナル、隨テ續イテ私ノ質問スル意味ハ、被告事件ニ關スルト云フ文字アリマス、是ハ其被告事件ノ內容ヲ一々命令書ニ示スカ、或ハ證據物デアルト云フコトガ明ナル場合ニ、適用ガアルノデアリマス、ソレガ明カデカイ場合ニ押收スルコトハ、百五十一条ハ認メナインデアリマス、若シ命令狀ニ詳シク書イテ

條——第二百一十二條——第二百一十三條——第二百一十四條——第二百二十五條——第二百一十六條——第二百一十七條

○鈴木委員 異議人ガ鑑定ニ立會フニ付キマシテハ、是ハ別段裁判所ノ許可モ何モ要ラヌ譯デアリマスカ

○林政府委員 裁判所ノ許可ハ要リマセス

○鈴木委員 サウスルト通知サヘスレバ、同時ニ権利トシ

テ立會ガ出來ル譯デアリマスカ

○林政府委員 異議人トシテ届出ガアレバ、鑑定ヲシマス場合ニ、裁判所カラ異議人ニ通知ヲ致シマス、異議人ハ立會フ機會ヲ得ルコトニナリマス

○鶴澤委員長 第一百一十八條——第二百一十九條——第二百三十條——第二百三十一條——第十五章通譯、第二百三十二條——第二百三十三條、此二百三十三條ノ異者ト略

者ヲ陳述ヲセシムルニハ通事ヲシテ通譯ヲ爲サシムルコト居ル人ヲ選ブヤウナ事ニナルダラウト思ヒマス、ソレニ付テニ二百二十三條ノ鑑定ニ關スル規定ヲ準用スルコトニナリマス

○林政府委員 別ニ資格ハ極テ居リマセヌガ、要スルニ異者ヤ異者ヲ取扱シテ、意思ノ媒介ヲスル一種ノ技能ヲ有ッテ居ル人ヲ選ブヤウナ事ニナルダラウト思ヒマス、ソレニ付テニ二百二十三條ノ鑑定ニ關スル規定ヲ準用スルコトニナリマス

○鶴澤委員長 第二百三十四條——第二百三十五條——第二百三十六條

○横山(金)委員 一寸前ノ十二章ノ證人訊問ノ所ニナリマスガ、二百五十五條「檢事證人ヲ訊問スル場合ニ於テハ宣誓ヲ爲サシメサルコトヲ得」二項ニ「司法警察官ハ宣誓ヲ爲サシムコトヲ得ス」是ハ現行訴訟法デモ、檢事ノ訊問ヲ爲ス場合ニ、宣誓ヲ爲サシメサルコトノ條文ガアルガ、之ヲ削リテ本案ニ右ノ一項ノ規定ヲ置カレタ趣旨ハ何處ニ在リマスカ

○林政府委員 檢事ガ法律ノ規定ニ依テ證人ヲ訊問スルコトガ出來ル場合ニ於テ、檢事ナルガ故ニ、宣誓ヲ爲サシメテハナラスト云フコトハナイト思ヒマス、宣誓ト云フコトハ、自己ノ良心ニ誓テ嘘ヲ言ハヌト云フ事柄ニアリマスカラ、檢事デアルカラ、判事デアルカラト云ッテ、茲ニ區別ヲスベキ十分ナル理由ハアルマイト考ヘテ居リマス、ソレデアリマスカラ、檢事ガ訊問スル場合デモ、宣誓ヲスル事ヲ認メラ、檢事デアルカラ、判事デアルカラ考ヘマスト、檢事ガ訊問スルノデアリマス、併ナガラ實際カラ考ヘマスト、檢事ガ訊問致シマシテモ、後ノ手續ニ於テ豫審判事ナリ、裁判所ナリガ訊問スルコトガ實際上多イノデアリマスカラ、其時ニ宣誓ヲシテ、更ニ供述ヲスルト云フコトニナリマス、サウ云フ所ヲ考ヘマシテ、必シモ宣誓ヲセシメルニハ及バナイト云フ意味合ニ致シマシタノデアリマス

○横山(金)委員 サスレバ司法警察官モ檢事モ矢張人ニ違ヒナイノデスカ、宣誓ヲ爲サシムルコトヲ得スト云フ前ノ規定ヲ、ドウ云フ譯デ残サレタノデアリマスカ

○林政府委員 理論ヲ徹底スレバ、サウ云フ事ニナラウト思フノデアリマスガ、司法警察官ニ對シテ、宣誓ヲシテ供述ヲスルト云フコトハ、ドウモ從來ノ觀念ニ反スルヤウデアリマス、何トナク司法警察官ノ地位ニ顧ミテ、穩當デナイヤウニ思ヒマズノデ、此處ハ理窟デナク、實際ノ方面カラ例外ヲ設ケマシタ次第デアリマス

○鶴澤委員長 第十六章訴訟費用、第二百三十七條——第二百三十八條——第二百三十九條

○上島委員 是モ念ノ爲確メテ置キタイノデスガ、現行法ノ十三條、十四條、告訴人告發人又ハ民事原告人ノ惡意、若クハ重過失ニ依ル損害賠償ノ規定ガアリ、判檢事、司法警察官ニ對スル行爲ニ基ク損害賠償ノ規定ガアリマスガ、之ニ類似スル規定ガ本案ニハ見エナイ、サウシテ本條ニ於テハ殆ド是ト同一ノ場合ニ於テ、單ニ訴訟費用ヲ負擔セシメルト云フダケノ規定ガ見エテ居リマスガ、サスレバ現行法ノ十三條十四條ノ如キ規定ハ、此改正法案ニ於テハ全ク度外ニ措イテ、特別法又ハ民法ノ規定ニ讓ル御考デセウカ、或ハサウ云フモノニ付テハ、特別ノ立法ヲ此際必要トスルカラ、其際ニ讓ルト云フ御考デセウカ

○林政府委員 其點ハ前回大體ハ御話ハ致シテアルノデス、現行法十三條十四條ノ場合ハ、純粹ノ民事關係ニナリマスノデアリマスカラ、此刑事訴訟法ノ下ニ入レルト云フコトハ、筋道カラ言ウテ適當デアリマス、尤モ何カ手續上便宜デモアリマスレバ、入レルコトハ宜ノノデアリマスガ、十三條十四條ノ如キ場合ハ、刑事案件ガ濟シシカレ後ニ起ル

ベキ關係ニナリマスカラ、手續上何等ノ便宜ガアリマセヌ、ソレデ色々講究シタ結果、刑事訴訟法ノ外ニ置カナケレバナラヌト云フコトデ、刑事訴訟法ノ中ニハ全然規定致シマセヌ、所ガ二百三十七條ノ方ハ、ソレトハ全ク關係ガ違フノデ、刑事訴訟法手續ニ依テ生ジタル費用其モノノ負擔デゴザイマス、ソレデ此モノノダケヲ本法ニ入レルヲ適當ト認メテ入レタ次第デアリマス

○上島委員 其點ハ能ク分リマシタガ、此告訴告發ニ依リルノデアリマス、併ナガラ實際カラ考ヘマスト、檢事ガ訊問致シマシテモ、後ノ手續ニ於テ豫審判事ナリ、裁判所ナリガ訊問スルコトガ實際上多イノデアリマスカラ、其時ニ宣誓ヲシテ、更ニ供述ヲスルト云フコトニナリマス、サウ云フ所ヲ考ヘマシテ、必シモ宣誓ヲセシメルニハ及バナイト云フ

テ、便宜上特ニ規定ガアルノデアルガ、之ヲ全然缺如シテ、云フヤウナコトハ、事實必要ガアルト考ヘルノデアリマス、故ニ現行ノ刑事訴訟法デモ、一般ノ民法ノ規定ニアラズシテ、便宜上特ニ規定ガアルノデアルガ、之ヲ全然缺如シテ、之代ルベキ立法ガナイ場合ニハ、實際ニ於テ非常ノ不都

合ガ生ズルデアラウト思フ、是ハ其制裁ガ嚴重デアッテ、告訴告發判檢事若クハ司法警察官ノ行動ヲ阻止スルニアラザレバ、彼等ガ爲ニ利益ニシテ、被害者ノ爲ニ不利益ナル結果ヲ生ズルデアラウト思フ、是ハ必ズ民法ノ普通ノ損害賠償思フノデアリマスガ、司法警察官ニ對シテ、宣誓ヲシテ供述ヲスルト云フコトハ、ドウモ從來ノ觀念ニ反スルヤウデアリマス、何トナク司法警察官ノ地位ニ顧ミテ、穩當デナイヤウニ思ヒマズノデ、此處ハ理窟デナク、實際ノ方面カラ例外ヲ設ケマシタ次第デアリマス

○鶴澤委員長 第一百四十二條——第一百四十三條——第一百四十四條

○鶴澤委員 裁判ニ因ラズシテ訴訟手續終了スル場合ト云フノハ、ドウ云フ場合デスカ、場合ダケヲ……

○林政府委員 一例ヲ舉ゲマスルト、上訴ノ取下ヲシタヤウナ場合デアリマス

○鶴澤委員長 第一百四十五條

○横山(金)委員 一寸漏ラシタノデスガ、此二百四十三條ノ被告人ニ非ザル者ヲシテ、訴訟費用ヲ負擔セシムルトキ

ハ職権ヲ以テ別其ノ決定ヲ爲スヘシニ云々ト云フノハ、是
ハ法廷代理人ナドヲシテ訴訟費用ヲ負擔セシムルト云フ場
合ダケヲ云フノデスカ

○林政府委員 第一百三十九條ノ場合ノ如キガ該當シマス
○横山(金)委員 分リマシタ

○鶴澤委員長 今日ハ是マデニ致シテ置キマス、次回ハ二
十七日月曜日午前十時カラ開キマス

午前十一時五十二分散會

大正十一年二月二十七日印刷

大正十一年二月二十八日發行

議院事務局

印刷者 印刷局